



発行/糸島市商工会
 福岡県糸島市前原北1-1-1
 TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113
 編集・発行人/大鶴 照光
 URL <http://ishokokai.net/>
 E-mail itoshima@shokokai.ne.jp
 発行日/令和元年9月25日

※広報や商工会に関する問合せ、ご意見等をお寄せください。

すべての事業者に関係がある!

「消費税軽減税率」対策してますか?

そもそも「消費税軽減税率」って何?

いよいよ10月1日からの消費税率10%への引上げと同時に、一般消費者へ配慮する観点から軽減税率制度(8%)が実施されます。

標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- ① 飲食料品(お酒や外食サービスは除く)
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)



すべての事業者に関係がある理由は?

贈答用の食品、会議や接客時の茶菓子の購入なども軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します!

新しい記載ルールについて

日々の業務では何が変わる?

取り扱う商品の適用率の把握や、適用税率ごとに区分した経理など様々な対応が必要となる可能性があります。

例) 飲食料品小売業を営む事業者の場合

- ・納品書記載の適用税率が正しいか確認
- ・売上・仕入を適用税率別に区分して記帳
- ・**新しい記載ルール**に則った請求書や領収書の発行

現行の仕入税額控除は帳簿および請求書等の保存が必要です。この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、次の記載事項が追加されます。

①請求書、領収書

- ・軽減税率の対象品目である旨
- ・税率ごとに合計した対価の額

②帳簿

- ・軽減税率対象資産譲渡等に係るものである旨

…………… お気軽に商工会へご相談ください。折り込みのチラシを同封しております。……………

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

新会員紹介

2019年8月～9月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

地区名	事業所名	代表者	住所	電話番号
波多江	合同会社Coo -サービス業- マーケティング, コンサル	木原 聡	糸島市波多江224-6	092-986-4780
加布里	伊都国珈琲工房 -製造・卸売業- コーヒー製造、販売	茅野 理紗子	糸島市神在489-60	092-329-0042
可也	志摩crepe -飲食業- クレープ販売	安永 聖吾	糸島市志摩初383-25	090-3327-5512

2019年度 第5回理事会報告

【主な議案・報告】

会員加入・脱退等の承認の件について
脱退3件、変更3件全て承認。

青年部報告について
令和元年度青年経営者の主張福岡県大会において、(株)西部保険、の田中伴明氏が県連会長賞を受けられたことが報告された。

◆開催日時 令和元年8月20日(火) 17時
◆開催場所 糸島市商工会 大会議室

2019年度 第6回理事会報告

【主な議案・報告】

会員加入・脱退等の承認の件について
加入3件、脱退1件、変更2件全て承認。

二丈支所建物処分の件
譲渡処分を予定していた二丈支所について、一社の入札があり理事会にて可否を諮ったところ、全員異議なく承認。

◆開催日時 令和元年9月17日(火) 17時
◆開催場所 糸島市商工会 大会議室

～女性部特産品開発事業～


赤米・黒米せんべい試作品のテストマーケティングにお越しく下さい

in 糸島市民まつり | 10.5sat → 10.6sun (10:00～16:00)

女性部では、部員ならではの感性・ノウハウで、糸島の地域資源を活用した商品を開発し、糸島のPR、女性部活動や地域の活性化に繋げることを目的にした特産品開発事業に取り組んでいます。

糸島2000年の歴史とストーリーを「食」から伝えるため、糸島の古代米「赤米・黒米」を使った「せんべい」の開発を行っています。今回、試作品が完成しましたので、テストマーケティングを行います。ぜひ試作品を食べいただき、皆さまの貴重なご意見をもとに、さらに魅力的な商品へと磨き上げます!!

皆さまのお越しを
お待ちしております。



丸田池公園イルミネーション 開催のお知らせ


青年部事業として毎年11月に丸田池公園に電球を灯すイルミネーション事業を行っています。糸島の中心地を明るくし、地域活性化に貢献することを目的としています。

- 開催日: 11月3日(日) ■飲食ブース: 13時～20時
- ステージイベント: 13時30分～20時(点灯式は18時15分より)
- 餅まき: 20時10分～(5分程度)
- 点灯期間: 令和元年11月3日(日)～令和2年2月上旬(予定)

協賛のお願い

10万球の点灯を目指して、協賛金のお願いをしています。【協賛金】1口2,000円～(*何口でも協賛頂けます) ご協力をお願いします。【協賛募集期間】令和元年10月18日(金)まで

【協賛金の受付・問い合わせ】糸島市商工会



【協賛者名簿】をイルミネーション会場に掲示致します。(希望者のみ)

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

小規模企業等の振興に関する条例の制定要望を実施

8月9日、商工会から月形市長に、小規模企業等の振興に関する条例の制定要望を行い、市長からは、制定に向けて検討するとの回答をいただきました。

これは、小規模企業等を取り巻く経営環境が、消費税増税やキャッシュレス化への対応、少子高齢化に伴う経済規模の縮小等によりますます厳しくなっている中であって、糸島市に対して地域活性化のために小規模企業対策等の一層の推進を求めたものです。

その後、要望は、波多江貴士議員によって9月議会で取り上げられ「条例制定に向け取り組んでいく」との市長答弁がありました。今後、迅速な対応を行って頂けるものと考えています。



糸島の「食の商談会」販路拡大・チャレンジ商談会出展者募集

糸島市内で商談会を開催致します。開業されて3年未満や新商品販売を始めて3年未満の事業者が対象です。個別商談会とオープン商談会を企画しております。販路拡大を目指している方は是非ご検討下さい。

- 開催日時 令和2年1月17日(金)13:00~17:00
- 申込 申込書をFAXまたはメールにて送信下さい。
- 場所 けやきの社(糸島市志摩井田原6-2) ※詳細につきましては、差込資料をご確認下さい。
- 参加費用 5,000円

日本政策金融公庫 金利のお知らせ

普通貸付 **2.06~2.65%**
マル経 **1.21%**

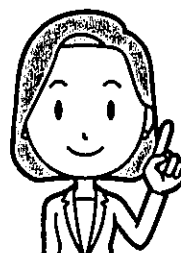
条件や審査がありますので、ご利用をお考えの方は商工会までご相談下さい。

保険の見直し相談会を開催します!

「毎月の保険料負担を減らしたい」「節税したい」「老後が不安」など保険に関するお悩みはありませんか? 保険のプロが皆様のご相談にお答えします。

無理な勧誘は一切行いませんので、お気軽にご相談ください。

詳細は同封のチラシをご覧ください。



無料広告を出しましょう

商工会では、会員事業所の販路拡大のため、会員紹介サイト「イトスキ」を開設しています。イトスキは、インターネット検索上位対策にも有効です。お店を探している消費者に対してPRしましょう。

現在、約1,400の会員の内260の事業者が広告を掲載しています。

「イトスキを見たお客さんが、電話してきて取引できた」

「イトスキでお店のことを知ったお客さんが来店した」

「商工会が紹介するお店なので安心できるとおっしゃっていた」

などの声が商工会に寄せられています。掲載無料。維持費等の経費も一切かかりません。

「費用をかけずにお店のPRができる」こんな良い話見逃す手はありません。インターネットを使っても掲載できます。また、ホームページやSNSをお持ちならリンクが貼れ、さらに効果的。

まだ紹介記事を書けていない方は、新規顧客獲得に向け同封の申込書ですぐに申し込みましょう。

写真を多く載せたい場合は、3,000円で7枚まで掲載できるプランがあります。(無料掲載は写真1枚)

<https://itosuki.com/>

無料で
お店をPR♪



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

まだ加入手続きがお済みでない事業主は、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行ってください。

お問い合わせ先

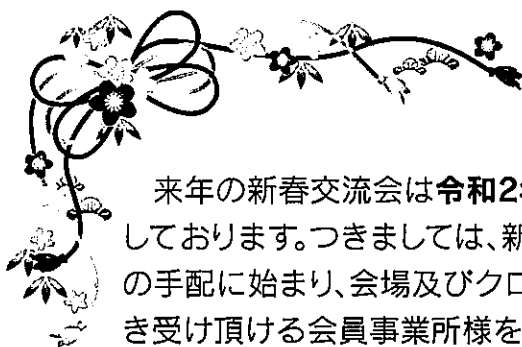
福岡労働局総務部労働保険徴収課
TEL 092(434)9835
福岡労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

福岡県最低賃金

令和元年10月1日から

1時間 841円 に改定されます。

- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 特定の産業には特定最低賃金が定められています。
- 詳しくは福岡労働局労働基準部賃金室(電話:092-411-4578)またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。



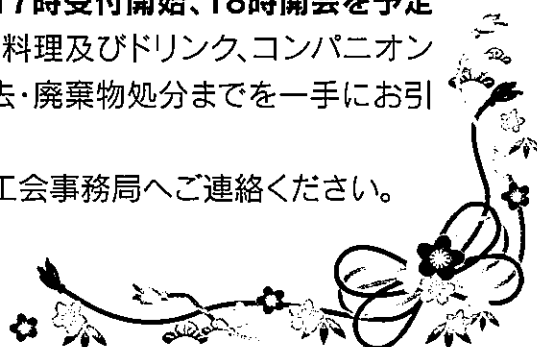
令和2年新春交流会懇親会 請負業者を募集します!

来年の新春交流会は令和2年1月10日(金)17時受付開始、18時開会を予定しております。つきましては、新春交流会当日の料理及びドリンク、コンパニオンの手配に始まり、会場及びクロークの設営・撤去・廃棄物処分までを一手にお引き受け頂ける会員事業所様を募集いたします。

上記の業務について受注可能な会員様は商工会事務局へご連絡ください。

締切: **10月15日(火)まで**

担当者: 糸島市商工会 福田、木村



令和元年度 無料税務相談開催のご案内

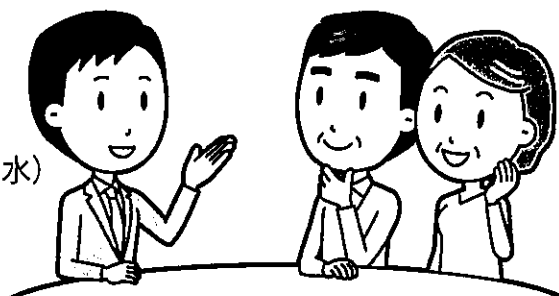
10月から始まる軽減税率に関する御相談、事業承継等の税に関する相談なら何でも構いません。一回のご相談につき30分~1時間程度です。

事前にお電話にてお申し込みください。

相談場所 商工会館1F小会議室

日時 令和元年10月23日(水)・11月20日(水)
13:00~16:00

担当税理士 森 博巳税理士・稲葉 和彦税理士



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで